

学年別体力向上のねらい

学校 学年 体力	小 学 校						中 学 校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
筋力				■	■	■	■	■	■
持久力					■	■	■	■	■
調整力	■	■	■	■	■	■	■	■	■
柔軟性	■	■	■	■	■	■	■	■	■

昭和五二年七月号参照のこと）  
特に、運動に対し、全力で取り組むねばり強い精神力を養う。

**三、運動技能を高める。**

(一) 指導のねらいを明確にする。  
左記の、「学年別体力向上のねらい」と、「技能の習得段階」を参考とし、体力と技能との関係を明確にし、運動技能の向上を図る。  
特に、「何を教えるのか」「どんな動きを開発するのか」「どんな力を高めるのか」をはっきりすること

技能の習得段階

学校 学年	小 学 校			中 学 校
	低学年	中学年	高学年	3か年をとおして
段 階	遊ぎ的	初歩的	基礎的	初歩的 進んだ 更に進んだ

(一) 高学年の保健学習では、身近な生活における健康・安全についての基礎的事項を理解させる。  
(二) 真剣に学習する態度を育てるとと

(一) 意欲をもたせる評価をくふうする。  
多くの機会をとらえて資料を収集し、それを基に、個人の変容を認め賞賛する評価を重視し、児童の意欲をより上げ、技能の向上に努める。

**四、保健学習の充実と、事故防止に努める。**

(二) 運動の特性をふまえ、系統的、段階的指導を展開する。  
各領域、運動の特性を具体的ににとらえ、それに適した指導をくふうする。

(一) 指導計画を検討し、改善を図る。  
その中で、指導時数の確保と、内容の精選を図り、指導時数にに応じて教材の配列を適正なものとする。  
(二) 具体的な到達目標を設定する。

**二、体力を高める。**

(一) 新学習指導要領の趣旨を生かし、移行期間中その全部について、新学習指導要領により指導できるようにする。  
指導計画の作成に当たっては、県教育委員会編「移行措置資料」を参照のこと。

**一、学習指導要領改正に基づき移行措置を図る。**

体育の指導は、学校教育活動全体を通じて適切に行われるが、教科体育の指導が基盤であることをふまえ、授業の充実を努めなければならない。  
特に、運動の合理的な実践を通して運動に親しむ習慣を育てるとともに、健康・安全について理解させ、健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるために、次の点について努力する。

**中学校**

もに、施設・用具の定期点検と、潜在危険の除去に努める。

設定にあたっては、達成が可能であり、いつまでに達成するのかの期限が明らかであり、どの程度達成したかの測定・評価が可能であるという条件を備えるようにする。

(三) 運動量を多くするとともに、運動の質の向上に努める。  
特に、脚力を強化するために、毎時間全力で走る運動を積極的に取り入れる。

**三、運動の特性を明らかにし、内容の重点化を図り、技能を高める。**

(一) 各運動の特性をふまえた、系統的段階的指導により、技能の向上に努める。  
(二) 学習活動を効果的にするため、指導法をくふうする。  
その視点としては、

- (1) 生徒に課題をは握させ、その解決に全力でいどませる。
  - (2) 運動の特性に応じた、運動の量と質についてくふうする。
  - (3) 各運動の中核になるものを引き出し、個人差に応じた指導をする。
  - (4) 評価の観点を具体化し、自己評価、相互評価が生かされるようにする。
- (四) 学習における人間関係を重視する。  
施設・用具の活用と、整備拡充を図る。